

議案第15号

平成30年度基山町一般会計補正予算（第8号）

平成30年度基山町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成31年3月18日提出

基山町長 松田 一也

平成31年3月18日原案可決

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 予 算 額	補 正 予 算 額	補 正 後 予 算 額
13 国庫支出金		1,439,752	1,007	1,440,759
	2 国庫補助金	923,878	1,007	924,885
17 繰入金		1,209,292	△3,007	-1,206,285
	1 基金繰入金	1,208,907	△3,007	1,205,900
20 町債		838,640	2,000	840,640
	1 町債	838,640	2,000	840,640
合 計		9,580,995	0	9,580,995

第 2 表

地 方 債 補 正

(変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額 (千円)	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額 (千円)	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
学校教育施設等 整備事業債	29,600	証書貸付	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。	31,600	証書貸付	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。